

# 産業環境委員会陳情関連資料 (5 受理番号 4 6)

令和 6 年 1 月 1 9 日

件 名	頁
(1) 特定商取引法における通信販売の行政規制の規定について . . . . .	2

(産業経済部)

# 産業環境委員会陳情関連資料

令和6年1月19日

件名	特定商取引法における通信販売の行政規制の規定について		
所管部課名	産業経済部 産業政策課 消費者センター		
内容	<b>1 特定商取引法における行政規制</b>		
	勧誘に先立って勧誘目的を明示することや、書面交付義務、また、広告規制や不当な勧誘行為が禁止されている。		
	<b>2 通信販売に対する行政規制</b>		
		行政規制	内容
	1	広告の表示	販売価格等の表示
	2	誇大広告等の禁止	著しく事実に相違する表示や優良誤認させるような表示の禁止
	3	未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止	消費者があらかじめ承諾しない限り、広告送信の原則禁止
	4	未承諾者に対するファクシミリ広告の提供の禁止	消費者があらかじめ承諾しない限り、広告送信の原則禁止
	5	特定申込を受ける際の表示	一定の事項の表示を義務付け、不当表示が行われない規制
	6	前払式通信販売の承諾等の通知	対価前払いの場合、必要事項記載の書面交付義務
7	解除妨害のための不実告知の禁止	申込の撤回や解除に関する事項等の事実と異なる説明の禁止	
8	契約解除に伴う債務不履行の禁止	返品可能である場合に、代金返還などの債務履行拒否・遅延禁止	
9	顧客の意に反して契約の申込をさせようとする行為の禁止	ネット通販申込時に、申込内容を容易に確認し、かつ訂正できるように措置しない申込の禁止	
<b>3 通信販売にはない行政規制（訪問販売、電話勧誘販売との比較）</b>			
	行政規制	内容	
1	事業者の氏名等の明示	勧誘に先立って氏名や目的等の明示	
2	再勧誘の禁止	契約締結の意思がないことを確認した場合の継続勧誘・再勧誘禁止	
3	書面交付義務	申込を受けた時、契約を締結した時は必要事項を記載した書面の交付義務	
4	不当な勧誘行為（威迫困惑等）の禁止	契約締結の勧誘や解除を妨げるために、事実と異なることを告げたり、相手を威迫して困惑させたりするなどの行為を禁止	